

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和3年6月30日（令和3年（行個）諮問第109号）

答申日：令和5年1月26日（令和4年度（行個）答申第5181号）

事件名：本人が申請したあっせんに係る文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「開示請求者が令和2年特定月日にハラスメント行為の件であっせん申請した内容に関する資料一式。（事業場名：特定事業場，事業場所在地：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき，その一部を不開示とした決定については，別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し，令和3年3月15日付け東労発総個開第2-1426号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書によると，おおむね以下のとおりである。

あっせん概要の申請人の主張に対する被申請人の主張が不開示である件について，被申請人の主張が明らかになっていないため，あっせん打ち切りに至った理由が不明であり，問題の解決に大きな支障があると考えられるため。

また回答は事前に提供された資料ではなく，回答者の個人情報が含まれる場合は該当箇所のみ不開示とすればよいと思われ，全て不開示とする根拠はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書及び補充理由説明書によると，おおむね以下のとおりである（補充理由説明書による追加部分は，下記3（2）アないしウ及び別表における下線部分である。）。

#### 1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は，令和3年2月11日付け（同月15日受付）で処分庁に対し，法の規定に基づき本件対象保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年4月19日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

## 2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とされた部分について、不開示の理由となる根拠条項として、法14条7号柱書きを追加した上で、その余については、原処分を維持して不開示とすることが妥当であると考ええる。

## 3 理由

### (1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報が記載された行政文書は、次のアからシまでに掲げる文書である。

ア あっせん処理票

イ あっせん概要記録票

ウ あっせん打切り通知書

エ 被申請人提出資料

オ あっせん期日に関するご通知

カ F A X送信書（新規事件のあっせん日決定のお知らせ）

キ 連絡票

ク あっせん開始通知書

ケ あっせん新規案件（事件番号2-518）のご連絡

コ あっせん申請書

サ 労働局長の助言・指導申出票

シ 確認書（あっせん）

### (2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号該当性

文書1「あっせん処理票」の②及び文書2「あっせん概要記録票」の③並びに⑤、文書4「被申請人提出資料」の②、文書7「連絡票」の⑥並びに⑧には、請求者以外の特定の個人を識別できる氏名等が含まれており、当該部分は、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであること、または、請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお請求者以外の特定の個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条3号イ及びロ該当性

文書1「あっせん処理票」の①及び文書2「あっせん概要記録票」の④並びに⑤、文書4「被申請人提出資料」の①及び②の不開示部分

には特定事業場の主張内容が含まれている。また、文書4「被申出人提出資料」は、特定事業場が提出した資料である。これらの情報は、開示することにより、当該事業場の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、法14条3号イに該当する。また、上記の文書かつ、文書7「連絡票」の⑦並びに⑧の不開示部分は、行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であり、このうち文書4については、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体を含め、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされている情報であることから、法14条3号ロに該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

#### ウ 法14条7号柱書き該当性

文書1「あっせん処理票」の①及び文書2「あっせん概要記録票」の④並びに⑤、文書4「被申請人提出資料」の①及び②の不開示部分には特定事業場の主張内容が含まれている。また、上記文書に加え、文書7「連絡票」の⑦並びに⑨の不開示部分は、あっせんの被申出人から任意に提出されたものである。

これらの資料は、関係者の協力を得ながら紛争の自主的解決を促進する制度である個別労働紛争解決制度のあっせんの性質上、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報であり、法14条7号柱書きに該当するため不開示とすることが妥当である。

#### 4 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の「3 審査請求の趣旨及び理由」において、「あっせん概要の申請人の主張に対する被申請人の主張が不開示である件について、被申請人の主張が明らかになっていないため、あっせん打ち切りに至った理由が不明であり、問題の解決に大きな支障があると考えられるため。また回答は事前に提供された資料ではなく、回答者の個人情報が含まれる場合は該当箇所のみ不開示とすればよいと思われ、全て不開示とする根拠はない。」と記載しているが、上記3(2)で述べたとおり、対象保有個人情報については法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、請求者の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 5 結論

以上のとおり、本件対象行政文書については、原処分で不開示とした部分について、不開示の理由となる根拠条項として法14条7号柱書きを追加した上で、その余については、原処分を維持して不開示とすることが妥

当であると考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和3年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月29日 審議
- ④ 令和4年11月1日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年12月16日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑥ 令和5年1月19日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、法の適用条項として法14条7号柱書きを追加した上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 不開示情報該当性について

###### (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

通番6は、特定事業場からあっせん委員に提出された資料の一部である。諮問庁は、上記第3の3（2）イのとおり主張するが、原処分において既に開示されている情報から、特定事業場があっせん委員に対して当該資料を提出したこと自体を推認できるものと認められ、当該資料に記載された情報は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、審査請求人に対して開示しないとの条件を付すことが当該情報の性質等に照らして合理的であるとも認められない。また、都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法14条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

###### (2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

###### ア 法14条2号該当性

通番2及び通番3は、あっせん処理票の「処理経過」欄及びあっせん概要記録票の「あっせんの概要」欄に記載された特定事業場職員の

職氏名，通番7は，特定事業場からあっせん委員に提出された資料に記載された特定事業場職員の氏名，通番8及び通番10は，連絡票の「担当者職氏名：」に記載された特定事業場職員の職氏名及び電話番号である。

当該部分は，法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって，開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。また，当該部分は，法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ，又は知ることが予定されている情報とは認められないことから，同号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに，当該部分は個人識別部分であることから，法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，通番7については同条3号イ及びロ並びに7号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号並びに3号イ及びロ該当性

通番5は，あっせん概要記録票に添付された特定事業場職員の名刺の写しであり，同人の職氏名等が記載されている。

したがって，当該部分は，上記アと同様の理由により，法14条2号に該当し，同条3号イ及びロについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ及びロ並びに7号柱書き該当性

通番1は，あっせん処理票の「処理経過」欄に記載された東京労働局の担当者と特定事業場職員のやり取り，通番4は，あっせん概要記録票の「あっせんの概要」欄に記載された同事業場の主張，反論等，通番6は，同事業場の主張，反論等の補足として，同事業場からあっせん委員に提出された資料である。

当該部分は，本件あっせん事案についての特定事業場の主張又は反論の具体的かつ詳細な内容であり，これを開示すると，被申請人である特定事業場その他の関係者からの協力が得られなくなるなど，都道府県労働局が行う個別労働紛争解決制度のあっせんに係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条3号イ及びロについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号ロ及び7号柱書き該当性

通番9及び通番11は，連絡票の「会社等意見等記入欄」に記載された特定事業場の回答である。

したがって、当該部分は、上記ウと同様の理由により、法14条7号柱書きに該当し、同条3号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

### 3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号並びに3号イ及びロに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条2号、3号イ及びロ並びに7号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、同条3号イ及びロについて判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条3号イ及びロ並びに7号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名及び頁			2 原処分における不開示部分			3 2 欄のうち開示すべき部分
			該当箇所	法 1 4 条各号該当性	通番	
文書 1	あっせん処理票	1 ないし 4	① 4 頁「処理経過」欄 1 行目 1 2 文字目ないし 2 行目最終文字	3 号イ及びロ, 7 号柱書き	1	—
			② 4 頁「処理経過」欄 1 2 行目ないし 1 3 行目 3 2 文字目	2 号	2	—
文書 2	あっせん概要記録票	5 ないし 6	③ 5 頁「あっせんの概要」欄 3 行目 6 文字目ないし 6 行目最終文字	2 号	3	—
			④ 5 頁「あっせんの概要」欄 2 4 行目 1 文字目ないし 3 2 行目最終文字, 3 4 行目 3 7 文字目ないし 3 5 行目最終文字	3 号イ及びロ, 7 号柱書き	4	—
			⑤ 6 頁全面不開示	2 号, 3 号イ及びロ	5	—
文書 3	あっせん打ち切り通知書	7 ないし 8	—	—	—	—
文書 4	被申請人提出資料	9 ないし 7 3	① 全面不開示 (②を除く。)	3 号イ及びロ, 7 号柱書き	6	2 2 ないし 3 0 頁 (②を除く。), 3 7 ないし 7 3 頁
			② 2 2 ないし 3 0 頁下表右から 1 列目の 2 段目ないし最終段氏名	2 号, 3 号イ及びロ, 7 号柱書き	7	—
文書 5	あっせん期日に関するご通知	7 4 ないし 7 5	—	—	—	—

文書 6	F A X 送信書 (新規 事件の あっせ ん日決 定のお 知 ら せ)	7 6	—	—	—	—
文書 7	連絡票	7 7 な いし 7 8	⑥ 7 7 頁「担当 者職氏名：」の右 1 行目 1 文字目か ら 3 行目 最終文 字, 「担当者職氏 名：」の下 1 行目 1 文字目から 2 行 目 最終文字, 「担 当者職氏名：」の 右 5 行目 1 文字目 から 最終文字	2 号	8	—
			⑦ 7 7 頁「会社 等意見等記入欄」 1 行目 1 文字目か ら 2 行目 最終文字	3 号口, 7 号柱書 き	9	—
			⑧ 7 8 頁「担当 者職氏名：」の右 1 行目 1 文字目か ら 3 行目 最終文 字, 「担当者職氏 名：」の下 1 行目 1 文字目から 2 行 目 最終文字, 「担 当者職氏名：」の 右 5 行目 1 文字目 から 最終文字	2 号	1 0	—
			⑨ 7 8 頁「会社 等意見等記入欄」 1 行目 1 文字目か ら 2 行目 最終文字	3 号口, 7 号柱書 き	1 1	—
文書 8	あっせ ん開始 通知書	7 9 な いし 8 2	—	—	—	—
文書 9	あっせ ん新規	8 3	—	—	—	—



	案 件 (事件 番号 2 - 5 1 8) の ご連絡					
文書 10	あっせ ん申請 書	8 4 な いし 8 6	—	—	—	—
文書 11	労働局 長の助 言・指 導申出 票	8 7 な いし 8 9	—	—	—	—
文書 12	確認書 (あっ せん)	9 0	—	—	—	—

(当審査会注)

文書 2 の④並びに文書 7 の⑥及び⑦に係る 2 欄の該当箇所の記載方法は、当審査会事務局において整理した。